

証券コード 1380
2023年6月12日

株主各位

山口県山口市仁保下郷10317番地
株式会社 秋川牧園
代表取締役社長 秋川 正

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.akikawabokuen.com/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「私たちについて」「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「秋川牧園」又は「コード」に当社証券コード「1380」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月26日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午後2時
2. 場 所 山口県山口市湯田温泉3丁目2番7号
セントコア山口 2階 サファイア
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第44期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第44期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役の報酬額改定の件
第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

電子提供措置事項のうち、連結計算書類の注記事項及び計算書類の注記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事 業 報 告

（ 2022年4月1日から
2023年3月31日まで ）

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年4月1日～2023年3月31日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、経済活動が正常化に向かう一方で、ウクライナ情勢の長期化や為替相場の急激な変動による物価の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続きました。食品業界につきましては、原材料、包材、エネルギーなど様々なコストが上昇する中で消費者の節約志向へのシフトが進んでおり、厳しい事業環境となっております。

当社グループにつきましては、冷凍加工食品を中心に販売が好調に推移したことに加え、製品の値上げ効果もあり、売上高は増加しました。利益面につきましては、売上増や値上げによる増益要因がありましたが、飼料やエネルギー等の値上がりによるコストアップや、ブランド及び成長力の強化に向けての積極的な支出により、営業利益段階では減益となりました。経常利益につきましては、飼料価格の高騰時に備えた、国、飼料メーカー、生産者の積立金を財源とする飼料価格安定基金からの補填金収入（1億65百万円）及び飼料高騰に伴う地方自治体からの補助金収入（47百万円）を営業外収益で計上したことにより増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、70億70百万円（前連結会計年度比6.5%増）、営業利益は19百万円（同82.9%減）、経常利益は2億42百万円（同2.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億56百万円（同2.2%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

事 業 区 别	売 上 高 （ 百 万 円 ）		営 業 利 益 （ 百 万 円 ）	
	第43期 (2022年3月期)	第44期 (2023年3月期)	第43期 (2022年3月期)	第44期 (2023年3月期)
生 产 卸 售 事 業	4,996	5,375	426	318
直 販 事 業	1,642	1,695	52	108

(生産卸売事業)

生産卸売事業につきましては、主な販売先である生活協同組合において、冷凍加工食品を中心に販売が好調に推移したことに加え、製品の値上げ効果もあり、売上高は増加しました。利益面につきましては、製品の値上げによる増益要因がありましたが、飼料等の原材料及びエネルギー価格の高騰の影響により減益となりました。

この結果、生産卸売事業の売上高は、53億75百万円（前連結会計年度比7.6%増）、営業利益は3億18百万円（同25.3%減）となりました。

(直販事業)

当社の食を中心とした安心・安全な食品を全国の個人の消費者に直接お届けする直販事業につきましては、会員数が引き続き伸長したことに加え、値上げ効果もあり、売上高は増加しました。利益面につきましては、売上高の増加や値上げの効果に加えて、ピッキング等の業務の効率改善により増益となりました。

この結果、直販事業の売上高は、16億95百万円（前連結会計年度比3.2%増）、営業利益は1億8百万円（同108.3%増）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資額は6億78百万円であり、この中には鶏卵生産の子会社である(有)篠目三谷における定期的な採卵鶏の取得（1億40百万円）を含んでおります。

これ以外で主なものは、子会社の(有)菊川農場における新農場の生産設備（1億6百万円）、冷凍食品工場における連続フライヤーの更新（45百万円）、直販事業における新物流センターの建設途中のもの（2億円）などであります。

③資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、当社及び子会社において銀行などの借入により6億円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区分	第41期 (2020年3月期)	第42期 (2021年3月期)	第43期 (2022年3月期)	第44期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高(千円)	5,790,005	6,417,643	6,638,727	7,070,463
経常利益(千円)	121,193	288,370	237,370	242,195
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	71,834	169,973	159,570	156,042
1株当たり当期純利益	17円23銭	40円77銭	38円27銭	37円43銭
総資産(千円)	5,082,363	5,378,494	5,593,521	6,073,371
純資産(千円)	1,733,376	1,920,136	2,035,437	2,138,092
1株当たり純資産額	415円56銭	460円17銭	487円68銭	512円11銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
有限会社篠目三谷	10,000千円	49%	鶏卵の生産
株式会社ゆめファーム	500	48	青果の生産
有限会社菊川農場	3,000	100	若鶏の生産
株式会社チキン食品	60,000	100	生鳥の処理
有限会社むつみ牧場	3,000	48	原乳の生産

(注) (有)篠目三谷、(株)ゆめファーム及び(有)むつみ牧場については、持分の取得及び取引関係により、実質的に支配していると認められる状況であるため、連結の範囲に含めるものであります。

(4) 対処すべき課題

コロナ禍は終息局面を迎えたものの、日本では食料やエネルギーの輸入価格が高止まりする中、少子高齢化の進行によって人手不足の深刻化と国内市場の縮小とが同時に進んでおります。当社グループでは、そのような中でもブランド力と成長力のさらなる向上を目指し、今年3年目となる中期計画の4つの基本戦略に基づき、引き続き積極的に取り組んでまいります。

① FARM進化戦略

当社グループは創業以来、理想の農業を追求する中で、既存の農業の枠には収まらない新しいかたちに進化してきました。今後も当社グループのもつ幅広い機能に磨きをかけることでブランド力と成長力を高めてまいります。重点課題としましては、販売の伸びが続く冷凍食品について、機械化の効果が出やすいナゲットなどの「成形品」の商品開発と製造能力の増強を進め、事業の競争力を高めてまいります。

② ファン化戦略

商品、販売、コミュニケーションを柱とするブランド戦略をさらに推進し、当社グループの理念に共感する「秋川牧園ファン」を増やしていくことで、ブランド力と成長力を高めてまいります。重点課題としましては、新たにPR会社と連携した取り組みを開始し、メディアを通しての情報発信を強化することで、秋川牧園ファンの増加に繋げてまいります。

③ 成長基盤強化戦略

安心安全な食を宅配でお届けし、新たなライフスタイルの創造を目指す当社グループには、今後の成長に向けての大きなチャンスがあるものと認識しています。人材、農場、工場、物流施設、情報システムといった事業基盤の強化と整備を進め、当社グループのさらなる成長を実現してまいります。重点課題としましては、年内に完成予定の直販新物流センターの安定的な稼働を早期に確立し、直販事業のさらなる拡大に向けての体制を整えてまいります。

④ SDGs戦略

地球温暖化問題や格差の拡大などを背景として、サステナビリティは世界共通の重要な価値観となってまいりました。温暖化ガスの排出削減など、当社グループのサステナビリティを高めつつ、この変化を事業の追い風にしていくことで、ブランド力のさらなる向上を実現してまいります。重点課題としましては、飼料米の栽培面積の拡大、地域の未利用資源を活かした商品開発、再生エネルギーへのシフトなど、サステナビリティ向上に向けた取り組みを推進してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事 業 区 分	主 要 な 商 品 ・ 製 品
生 産 卸 売 事 業	食肉 冷凍加工食品 鶏卵 牛乳 乳製品
直 販 事 業	食肉 冷凍加工食品 鶏卵 牛乳 乳製品 青果 一般食品等の宅配

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

当 社	本社及び工場：山口県山口市 大阪事業所：大阪府茨木市
有 限 会 社 篠 目 三 谷	本社：山口県山口市
株 式 会 社 ゆめファーム	本社：山口県山口市
有 限 会 社 菊 川 農 場	本社：山口県下関市
株 式 会 社 チキン 食 品	本社：山口県山口市 工場：熊本県玉名郡南関町
有 限 会 社 むつみ 牧 場	本社：山口県萩市

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減数
303名	5名増

(注) 従業員数は就業員数であり、上記の他、臨時社員及びパート社員が168名（年間の平均人員）おります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 山 口 銀 行	870,009千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	750,536
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	283,380
株 式 会 社 み づ ほ 銀 行	221,651
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100,000
株 式 会 社 西 京 銀 行	100,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,179,000株
- ③ 株主数 1,975名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
秋 川 正	1,137,900株	27.3%
秋 川 實	433,900	10.4
秋川牧園職員持株会	310,700	7.5
株式会社山口銀行	200,000	4.8
秋 川 喜 代 子	131,000	3.1
秋 川 寿 子	129,300	3.1
山口県信用農業協同組合連合会	120,000	2.9
伊藤忠飼料株式会社	106,000	2.5
秋 川 茂	69,600	1.7
株式会社西京銀行	50,000	1.2

(注) 持株比率は自己株式数(9,877株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	秋川 實	秋川牧園(常州)農業有限公司董事長
代表取締役社長	秋川 正	株ゆめファーム代表取締役社長
取締役	田村 次郎	生産部長 株チキン食品代表取締役社長 有)篠目三谷代表取締役社長
取締役	内田 恭彦	国立大学法人山口大学 経済学部教授 日本知的資産経営学会副会長
常勤監査役	徳光 隆司	
監査役	江藤 龍夫	薬仙石灰株代表取締役社長 薬仙運輸株代表取締役社長
監査役	宇佐 美理世	リソラ社会保険労務士法人代表社員 山口県社会保険労務士会副会長

(注) 1. 取締役内田恭彦氏は、社外取締役であります。

2. 常勤監査役徳光隆司氏、監査役江藤龍夫氏及び監査役宇佐美理世氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役徳光隆司氏は、金融機関における長年の経験があるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 当社は、社外取締役内田恭彦氏並びに社外監査役徳光隆司氏、江藤龍夫氏及び宇佐美理世氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2022年6月24日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって、取締役甲斐利光氏は任期満了により退任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の決定方針について

当社は、2021年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個人別の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

※取締役の報酬限度額は、2020年6月23日開催の第41回定時株主総会において、年額50百万円以内（うち社外取締役分3百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議している。

b. 基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の基本報酬については、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された総額の範囲内で、各取締役の役位、担当職務、業績等を総合的に勘案して決定する。

c. 業績連動型報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動型報酬については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために、業績を反映した現金報酬として、月例の基本固定報酬に加算して支給する。業績連動型報酬は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

d. 基本報酬の額、業績連動型報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、中長期的視点で経営に取り組むことの重要性に鑑み、基本報酬の水準と安定性を重視することを基本としながら、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての業績連動型報酬とのバランスを保つ適正な構成割合とする。

e. 報酬決定のプロセス

取締役の報酬の額及び算定方法を決定する方針については、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、役員報酬委員会による審議を経て、当社取締役会が決定する。

取締役の個人別の報酬等の内容については、代表取締役社長が取締役会決議により委任を受けるものとし、代表取締役社長は役員報酬委員会の答申を尊重し、個人別の報酬の額を決定する。ただし、代表取締役会長及び代表取締役社長の報酬等の額については、役員報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会の決議をもって決定する。

四. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	分	員数	基本報酬の額
取 （うち社外取締役）	締役	5名 (1)	42,733千円 (2,640)
監 （うち社外監査役）	査役	3 (3)	6,480 (6,480)
合	計	8	49,213

(注) 1. 上表には、2022年6月24日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬限度額は、2020年6月23日開催の第41回定時株主総会において年額50百万円以内（うち社外取締役分3百万円以内）と決議いたいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち社外取締役1名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2008年6月25日開催の第29回定時株主総会において年額10百万円以内と決議いたいただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役3名）です。
4. 上記には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額4,525千円（取締役5名に対し3,925千円（うち社外取締役1名に対し240千円）、監査役3名に対し600千円（うち社外監査役3名に対し600千円））が含まれております。
5. 取締役会は、代表取締役社長秋川正氏に対し各取締役（代表取締役社長及び代表取締役会長は除く）の個人別の報酬の額の決定を委任しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役 内田恭彦氏

国立大学法人山口大学経済学部教授及び日本知的資産経営学会副会長を兼職しておりますが、当社との特別な関係はありません。

- ・社外監査役 江藤龍夫氏

薬仙石灰㈱代表取締役社長及び薬仙運輸㈱代表取締役社長を兼職しておりますが、当社との特別な関係はありません。

- ・社外監査役 宇佐美理世氏

リソラ社会保険労務士法人代表社員及び山口県社会保険労務士会副会

長を兼職しておりますが、当社との特別な関係はありません。

- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・社外取締役 内田恭彦氏

当事業年度に開催した取締役会15回のすべてに出席いたしました。経営学博士としての豊富な経験と専門知識を活かし、社外取締役として適宜助言・提言をいただいております。

- ・社外監査役 徳光隆司氏

当事業年度に開催した取締役会15回のすべてに出席し、適宜助言・提言をいただいております。

また、当事業年度に開催した監査役会11回のすべてに出席し、発言は出席の都度適宜に行われ、監査に関する重要事項の協議を行っております。

- ・社外監査役 江藤龍夫氏

当事業年度に開催した取締役会15回のうち10回に出席し、適宜助言・提言をいただいております。

また、当事業年度に開催した監査役会11回のうち9回に出席し、発言は出席の都度適宜に行われ、監査に関する重要事項の協議を行っております。

- ・社外監査役 宇佐美理世氏

当事業年度に開催した取締役会15回のうち13回に出席し、適宜助言・提言をいただいております。

また、当事業年度に開催した監査役会11回のすべてに出席し、発言は出席の都度適宜に行われ、監査に関する重要事項等の協議を行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社は、非常勤社外取締役及び非常勤社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 暁和監査法人

② 報酬等の額

区分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	17,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

倫理規程を作成し、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、経営管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心

心に役職員教育等を行う。内部監査部門は、経営管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、防疫及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社グループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査部門の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役または従業員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を監査役が出席する取締役会及び幹部会にて速やかに報告する。その他必要なことは、経営管理部長が隨時監査役会へ報告する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役会長及び代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

当事業年度の、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要是以下のとおりであります。

- ① 取締役会規程等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しております。当事業年度においては、取締役会、幹部会、経営会議、各部門の経営検討会を毎月開催、全員集会を3回開催し、全社的な目標と業務の効率化を実現するための取り組みを行っております。
- ② 財務報告の信頼性確保のため、実施計画に基づき内部監査を中心とした内部統制が機能しているかの監査を行いました。また、内部統制強化委員会を開催し、内部統制の有効性についての評価と検証を行いました。
- ③ リスク管理につきましては、リスク管理ガイドラインに基づき企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施いたしました。

(7) 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会のさらなる実効性の確保及び機能向上を目的に、評価アンケートを実施し、取締役会の実効性に関する分析・評価を行い、その結果について取締役会に報告の上、議論を行いました。

① 評価方法

- イ. 2023年1月に監査役を含む全役員7名に対して、アンケートを実施した。
- ロ. 2023年3月にアンケートの結果を踏まえて取締役会の実効性を評価した。

② アンケート項目

アンケートの主な項目は以下のとおりです。

- イ. 取締役会の構成（構成人数、多様性など）
- ロ. 取締役会の運営（開催頻度、審議時間、議案・資料の分量など）
- ハ. 取締役会の議題（議題の選定、後継者計画、リスク管理、報酬など）
- ニ. 取締役会を支える体制（外部専門家の助言、トレーニングの機会など）

③ 本年度の評価結果

すべての項目において特に大きな問題は認識されてないことなどから、取締役会の実効性は確保されていると判断しております。ただし、取締役会の構成（構成人数、多様性）に関しては課題があるため、体制強化に向けて今後検討を進めてまいります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【流 動 資 産】	【 2,631,531】	【流 動 負 債】	【 2,411,896】
現 金 及 び 預 金	779,750	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	449,034
売 掛 金	830,156	短 期 借 入 金	1,326,749
商 品 及 び 製 品	205,032	リ 一 ス 債 務	7,001
仕 掛 品	363,942	未 払 法 人 税 等	55,261
原 材 料 及 び 貯 藏 品	240,470	賞 与 引 当 金	42,977
未 収 入 金	129,470	そ の 他	530,873
そ の 他	84,974	【固 定 負 債】	【 1,523,382】
貸 倒 引 当 金	△2,264	長 期 借 入 金	1,145,099
【固 定 資 産】	【 3,441,840】	リ 一 ス 債 務	9,488
(有 形 固 定 資 産)	(3,122,049)	繰 延 税 金 負 債	10,452
建 物 及 び 構 築 物	1,270,066	退 職 給 付 に 係 る 負 債	298,047
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	467,338	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	60,294
土 地	1,042,166	負 債 合 計	3,935,279
建 設 仮 勘 定	229,889	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	112,587	【株 主 資 本】	【 2,080,103】
(無 形 固 定 資 産)	(27,459)	(資 本 金)	(714,150)
の れ ん	8,816	(資 本 剰 余 金)	(553,441)
そ の 他	18,642	(利 益 剰 余 金)	(818,392)
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(292,331)	(自 己 株 式)	(△5,880)
投 資 有 価 証 券	134,772	【そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額】	【 54,954】
長 期 貸 付 金	18,710	(そ の 他 有 価 証 券 評 價 差 額 金)	(54,954)
繰 延 税 金 資 産	107,743	【非 支 配 株 主 持 分】	【 3,034】
そ の 他	31,105	純 資 産 合 計	2,138,092
資 产 合 計	6,073,371	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,073,371

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連 結 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から)
2023年3月31日まで

(単位:千円)

科 目				金 額
売 上 高				7,070,463
売 上 原 価				5,416,646
売 上 総 利 益				1,653,817
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費				1,633,978
營 業 利 益				19,838
當 業 外 収 益				
受 取 利 息				218
受 取 配 当 金				1,225
受 取 保 険 金				4,011
補 填 金 収 入				165,580
補 助 金 収 入				47,435
そ の 他				15,514
				233,983
當 業 外 費 用				
支 払 利 息				10,949
そ の 他				677
				11,627
經 常 利 益				242,195
特 別 利 益				
固 定 資 産 売 却 益				1,182
補 助 金 収 入				1,000
受 取 补 償 金				1,948
				4,131
特 別 損 失				
固 定 資 産 売 却 損				1,507
固 定 資 産 除 却 損				2,644
減 損				186
固 定 資 産 圧 縮 損				1,000
鳥インフルエンザによる損失				4,689
				10,027
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益				236,298
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税				77,283
法 人 税 等 調 整 額				2,169
当 期 純 利 益				156,845
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				803
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				156,042

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位 : 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	714,150	553,441	704,041	△5,880	1,965,752
当連結会計年度変動額					
剩 余 金 の 配 当			△41,691		△41,691
親会社株主に帰属する当期純利益			156,042		156,042
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	114,351	—	114,351
当連結会計年度末残高	714,150	553,441	818,392	△5,880	2,080,103

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	67,453	67,453	2,231	2,035,437
当連結会計年度変動額				
剩 余 金 の 配 当				△41,691
親会社株主に帰属する当期純利益				156,042
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△12,498	△12,498	803	△11,695
当連結会計年度変動額合計	△12,498	△12,498	803	102,655
当連結会計年度末残高	54,954	54,954	3,034	2,138,092

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【流 動 資 産】	【 2,873,686】	【流 動 負 債】	【 2,569,577】
現 金 及 び 預 金	627,917	買 掛 金	980,240
売 掛 金	829,414	短 期 借 入 金	1,000,000
商 品 及 び 製 品	204,036	1年内返済予定の長期借入金	172,853
仕 掛 品	308,285	リ 一 ス 債 務	3,125
原 材 料 及 び 貯 藏 品	71,914	未 払 金	208,147
前 払 費 用	13,550	未 払 費 用	116,978
短 期 貸 付 金	68,519	未 払 法 人 税 等	38,088
未 収 入 金	727,080	預 り 金	4,367
そ の 他	25,231	賞 与 引 当 金	38,817
貸 倒 引 当 金	△2,264	そ の 他	6,959
【固 定 資 産】	【 2,521,301】	【固 定 負 債】	【 873,050】
(有 形 固 定 資 産)	(1,868,576)	長 期 借 入 金	531,012
建 物	539,607	リ 一 ス 債 務	5,529
構 築 物	95,876	退 職 給 付 引 当 金	276,214
機 械 及 び 装 置	239,300	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	60,294
車 両 運 搬 具	20,646	負 債 合 計	3,442,628
工 具 器 具 備 品	25,608	(純資産の部)	
動 物	2,057	【株 主 資 本】	【 1,897,404】
土 地	744,079	(資 本 金)	(714,150)
建 設 仮 勘 定	201,399	(資 本 剰 余 金)	(554,541)
(無 形 固 定 資 産)	(18,039)	資 本 準 備 金	381,030
商 標 権	2,641	そ の 他 資 本 剰 余 金	173,511
ソ フ ト ウ ェ ア	13,327	(利 益 剰 余 金)	(634,593)
そ の 他	2,070	そ の 他 利 益 剰 余 金	634,593
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(634,685)	繰 越 利 益 剰 余 金	634,593
投 資 有 価 証 券	134,772	(自 己 株 式)	(△5,880)
関 係 会 社 株 式	65,140	【評 価 ・ 換 算 差 額 等】	【 54,954】
長 期 貸 付 金	373,701	(そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金)	(54,954)
繰 延 税 金 資 産	104,681	純 資 産 合 計	1,952,359
そ の 他	27,441	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,394,987
貸 倒 引 当 金	△71,051		
資 産 合 計	5,394,987		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,042,905
売 上 原 価	5,362,653
売 上 総 利 益	1,680,252
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,501,989
當 業 利 益	178,262
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	3,351
受 取 配 当 金	13,219
受 取 保 険 金	1,944
補 助 金 収 入	2,069
そ の 他	8,902
當 業 外 費 用	29,487
支 払 利 息	8,948
そ の 他	98
経 常 利 益	9,047
特 別 利 益	198,702
固 定 資 産 売 却 益	257
特 別 損 失	257
固 定 資 産 売 却 損	1,471
固 定 資 産 除 却 損	1,638
減 損	186
貸 倒 引 当 金 繰 入	20,809
税 引 前 当 期 純 利 益	24,105
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	174,854
法 人 税 等 調 整 額	54,350
当 期 純 利 益	△4,070
	50,279
	124,575

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
 (2023年3月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本剩余金			利益剰余金						
	資本準備金	その他資本剰余金	資本合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金合計					
当期首残高	714,150	381,030	173,511	554,541	551,709	551,709	△5,880	1,814,520		
当期変動額										
剰余金の配当					△41,691	△41,691		△41,691		
当期純利益					124,575	124,575		124,575		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	82,884	82,884	—	82,884		
当期末残高	714,150	381,030	173,511	554,541	634,593	634,593	△5,880	1,897,404		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	67,453	67,453	1,881,973
当期変動額			
剰余金の配当			△41,691
当期純利益			124,575
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△12,498	△12,498	△12,498
当期変動額合計	△12,498	△12,498	70,385
当期末残高	54,954	54,954	1,952,359

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告 替本

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社秋川牧園
取締役会 御中

暁和監査法人
広島事務所

代表社員 業務執行社員 公認会計士 大藪俊治
代表社員 業務執行社員 公認会計士 日浦祐介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社秋川牧園の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秋川牧園及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従つて、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十

分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社秋川牧園
取締役会 御中

暁和監査法人
広島事務所

代表社員 大藪俊治
業務執行社員 公認会計士
代表社員 日浦祐介
業務執行社員 公認会計士

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社秋川牧園の2022年4月1日から2023年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従つて、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十

分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準処し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記事項）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び注記事項）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人暁和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人暁和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

株式会社秋川牧園 監査役会
常勤監査役 徳光隆司 印
(社外監査役)
社外監査役 江藤龍夫 印
社外監査役 宇佐美理世 印

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重視し、かつ、秋川牧園ブランドの確立と中長期的な成長に向けての積極的な投資と堅実な財務体質を両立することを基本方針としております。

第44期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、41,691,230円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役として取締役を1名増員することとし、その選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本株主総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
新任 おの のりこ 小野 典子 (1972年1月28日生)	1993年6月 株式会社アデリー入社 2013年6月 同社代表取締役社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 株式会社アデリーワークス代表取締役社長	—

- (注) 1. 候補者小野典子氏は株式会社アデリーの代表取締役社長であり、当社は同社との間に商品等の仕入れ販売の取引関係があります。
2. 小野典子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小野典子氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。同氏は、企業経営に関与されている識見と経験から、当社の社外取締役に適任であると総合的に判断し、選任をお願いするものであります。
4. 小野典子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、小野典子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員(3名)は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<div style="text-align: center;"> 新任 やまね ふみひろ 山根 史浩 (1962年9月23日生) </div>	1986年3月 山口信用金庫(現 萩山口信用金庫) 入庫 2015年4月 同 宮野支店長 2017年3月 同 中市支店主任調査役 2018年12月 同 御堀支店主任調査役 2022年10月 同 嘴託(現任) (現在に至る)	—
2	<div style="text-align: center;"> 再任 えとう たつお 江藤 龍夫 (1952年10月4日生) </div>	1976年4月 薬仙石灰株式会社入社 1994年2月 同社代表取締役社長 2007年6月 当社監査役(現任) 2023年5月 同社代表取締役会長(現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 薬仙石灰株式会社代表取締役会長 薬仙運輸株式会社代表取締役社長	—
3	<div style="text-align: center;"> 再任 うさみ りよ 宇佐美 理世 (1969年2月17日生) </div>	1991年4月 新日本証券株式会社(現 みずほ証券 株式会社)入社 1995年6月 同社退社 2006年7月 うさみ労務経営事務所開業 2019年4月 石崎社会保険労務士事務所と合併し リソラ社会保険労務士法人設立 同 法人代表社員(現任) 2019年6月 当社監査役(現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) リソラ社会保険労務士法人代表社員 山口県社会保険労務士会副会長	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 山根史浩氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。同氏は、前職において管理部門に幅広く関与された識見と経験から、当社の社外監査役に適任であると総合的に判断し、選任をお願いするものであります。
4. 江藤龍夫氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。同氏は、企業経営に関与されている識見と経験から、当社

の社外監査役に適任であると総合的に判断し、選任をお願いするものであります。

5. 宇佐美理世氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。同氏は、社会保険労務士としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の社外監査役に適任であると総合的に判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
6. 江藤龍夫氏と宇佐美理世氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって江藤龍夫氏が16年、宇佐美理世氏が4年となります。
7. 当社は、各候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
8. 当社は、江藤龍夫氏と宇佐美理世氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、江藤龍夫氏と宇佐美理世氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2019年6月25日開催の第40回定時株主総会において、補欠監査役に選任された中野勉氏の選任の効力は、本株主総会の開始の時までとされておりますので、法令で定める監査役の員数が欠けた場合に備えるため、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
とくみつ たかし 徳光 隆司 (1948年12月2日生)	1973年4月 山口信用金庫(現 萩山口信用金庫) 入庫 2003年6月 同金庫 理事兼総務部長 2012年6月 同金庫 退任 2012年12月 医療法人社団青藍会入会 2013年3月 同法人 退会 2013年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)	—

- (注) 1. 徳光隆司氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 徳光隆司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 徳光隆司氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって10年となります。また、前職において管理部門に幅広く関与された識見と経験から、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏は本総会終結の時をもって監査役を退任いたします。
4. 徳光隆司氏が、監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2020年6月23日開催の第41回定時株主総会において、年額50百万円以内（うち社外取締役分3百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額60百万円以内（うち社外取締役分8百万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

本議案は、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、相当であるものと判断しております。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給とは含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案「取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任されます徳光隆司氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に基づき相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議に一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
とくみつ たかし 徳光 隆司	2013年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)

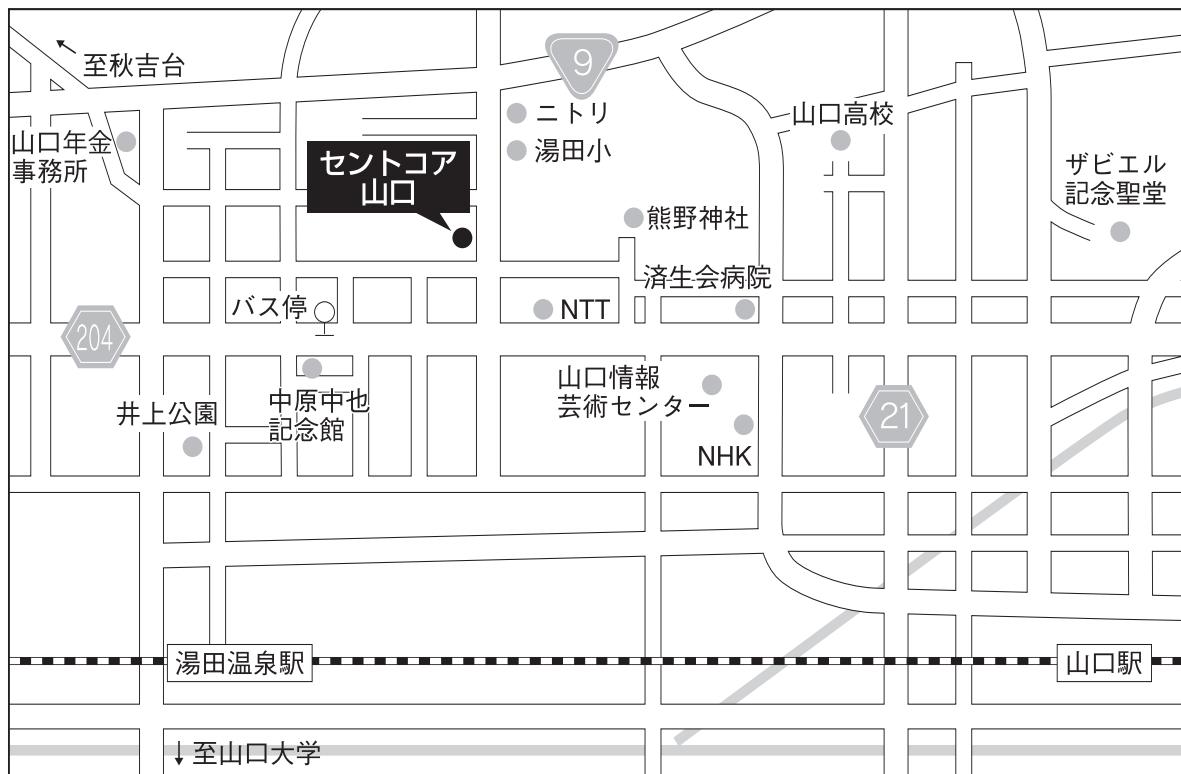
以上

× 七

× 七

株主総会会場ご案内図

セントコア山口 2階 サファイア
山口県山口市湯田温泉3丁目2番7号
電話 083-922-0811



■中国自動車道小郡ICより車で20分／湯田温泉駅より徒歩20分

■湯田温泉バス停より徒歩6分／駐車場70台無料（先着順）

※株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。